

こんにちは 新社会党



委員長 岡崎ひろみ

東京都千代田区神田神保町2-10 三辰工業ビル3階 TEL 03-6380-9960 FAX 03-6380-9963

週刊新社会

2018年12月号

発行所：新社会党 発行者：岡崎ひろみ

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10 三辰工業ビル3階

TEL 03-6380-9960 FAX 03-6380-9963

振替 00140-0-149727 1か月600円 164円1部150円 41円

http://www.sinsyakai.or.jp E-mail/honbu@sinsyakai.or.jp

悪法3法を廃案へ！国会会期延長反対！

企業利益優先 財界代理人の 安倍内閣

第197回臨時国会は12月10日に会期末をむかえます。この国会に安倍内閣が提出した問題点だらけの法律案が3本あります。どの法案も、暮らしを壊し、企業利益のための法案で否決すべきです。

「入管法改正案」 ブラック労働の助長法案

安倍内閣が何があっても可決を狙う「入管法改正案」は、11月26日に衆議院で強行採決され、法案は参議院に送られましたが、再び強行採決が予想されます。

この法案は法体系化されず、内閣自体が説明できない内容です。外国人の受入人数や業種などの重要な点が法案にはありません。内閣は法案可決後に「法務省令」で内容を決めるといふ、極めて安易で恣意的に運用できる法案です。

これまで、外国人労働力を人手不足の産業へ「技能実習生」として受け入れましたが、差別と極悪な労働条件の現実の反省も根本的対策ありません。これでは「ブ

ラック労働」を助長するだけです。また、人権や社会保障などの担保はありません。問題山積の「入管法改正案」は認められません。

「水道法改正案」 公的水道を民間事業に

7月の通常国会で継続審議となった「水道法改正案」が臨時国会に出されています。この法案は「水道管の老朽化対策」としてありますが、実は民間水道事業者に水道の運営権を任せ、結果として水道料金値上げにつながる抜け穴法案です。

この法案は、水道事業者の認可は自治体に残したまま、運営権を外資系の「水メジャー」など、民間業者に売却します。利益を追求する民間会社は、当然にも採算性で判断し、水道事業の安全・安定性は後退する可能性が大きいのです。

例えば、民間業者が過疎地や手間がかかる、老朽化した水道管を替えるのでは採算はとれません。仮にこの工事を施工しても、その費用は水道料金に上乗せされるのは必至です。「モニタリング（監視）」も、自治体ではなく「第三

者機関」に「マル投げ」です。

海外の水道の「民営化」は、ほとんどが水道料金的大幅値上げ、サービス・水質の低下となり、再び公営化している現実があります。ライフラインの中核である「いのちの水」を民間会社に売り渡しは許せません。

「漁業法改正案」 漁業への企業参入促進

安倍首相は所信表明演説で、「水産改革」を明言しました。これは財界の要望、提言を受けたものです。彼は、これまで農業、林業を「岩盤規制」として企業の参入を促進し、小規模業者の生活権を奪ってきました。今度は漁業を狙い撃ちし、漁協や零細漁業者などの制度を「既得権」として壊し、企業参入の道を開くためです。

法案は漁協、漁場、地域経済の解体を促進するため、各地の漁業関係者や漁協からは、生活権である「海を企業に売り渡すな」と反対の声があがっています。

国会会期延長と3法案に反対しましょう。



安倍政権の常套手段は ^{き べ ん} 詭弁とすり替え

安倍政権は来年11月で在職歴代第一位の長期政権となります。不遜、不誠実でおり高ぶる安倍政権は、それでも50%前後の支持率を維持しています。その秘訣の一つに物事の本質を隠ぺいする「言い換え」「すり替え」の手法です。これで法案や政局を乗り切ってきました。

「戦争法」は

「平和安全法制整備法」

安倍首相と自公両党が猪突猛進で2015年9月に強行採決した「安全保障関連法」は、他国へ出かけて、戦争ができる日本への回帰の法律でした。立憲野党も労働者・市民は、この法案を「戦争法」と呼び反対しました。しかし、安倍首相も自公両党はこれを「平和安全法制整備法」と言い換え、あたかも平和のための法律かのような体裁をつくりました。

「共謀罪」は

「テロ等準備罪」

2017年6月に強行成立させた「共謀罪法」は、政府や権力に抵抗する人たちの運動を抑圧することができるとの悪法です。数人で政治の批判や行動

の相談をし、実行はしなくても準備するだけで犯罪とされます。これでは時の権力の恣意的な弾圧が可能であり、「現代の治安維持法」と言われます。この本質を隠すため「テロ等準備罪」と呼称し、国民の賛同を得やすくするため、テロ対策の法律のように見せかけたのです。

違憲の「空母いずも」は

「多用途運用母艦」

12月中旬に閣議決定する「防衛計画大綱」では、ヘリコプター搭載航空母艦「いずも」を「多用途運用母艦」と呼んでいます。「いずも」は、米国製の「F-35B」ステルス戦闘機が離着陸するために甲板を改造して、航空母艦にする計画です。しかし、これまで政府は空母は憲法違反として、その保有は認めてきませんでした。そこで安倍内閣は、空母と呼ばず「多用途運用母艦」とすり替え呼称しています。

■自衛隊派遣先の南スーダンの

「戦闘」は「武力衝突」

■「武器輸出」は

「防衛装備移転」

■「私人」と「公人」、

■「総理大臣」と「自民党総裁」

の使い分け

南スーダンでの国連平和維持活動（PKO）に参加した自衛隊が、2016年7月に作った日報には「戦闘」という言葉が多用されました。しかし政府は「武力衝突」と言い換えました。

2014年4月に政府は、武器輸出三原則等に代わる新たな原則として、防衛装備の海外輸出を「防衛装備移転三原則」と言い換えました。

また最近では、技能実習生の失踪原因は過酷な低賃金が原因にもかかわらず、法務大臣は「高い賃金を求めて」と国会答弁。これらの表現は本質をすり替える欺瞞的答弁です。

また安倍首相は言葉を使い分け、あつる時は「自民党総裁」と「内閣総理大臣」、「公人」と「私人」など、自らの立場を使い分け政局を乗り切ってきました。こんなペテン的政治手法は許しません。